

広島県子育てスマイルマンション認定制度

平成27年4月



子育てスマイルマンション認定制度とは

子育てスマイルマンション認定制度は、マンションの住戸内、共用部などの仕様や子育て支援サービスの提供などの、ハード・ソフトに加え、立地環境においても、子育てのしやすさに配慮したマンションを、広島県が認定する制度です。認定手数料は無料です。

認定を受けることのメリット

「広島県子育てスマイルマンション」として広島県の認定を受けることによって、次のようなメリットがあります。



認定マンションで他物件との差別化が可能!

購入希望者が他のマンションと比較検討する際の判断材料の1つになります。

* 他県類似認定マンションの購入者へのアンケートでは、約7割の方が「認定されていること が選択の決め手になった。」と回答しています。



認定マークの使用で広報効果・信頼度UP!

認定マンション販売時のチラシやインターネット 広告に、認定マークを使用することができます。

* H25.2.15 付中国新聞に、スマイルマンション認定 制度の記事が掲載されました!!

認定マーク→ 広 島 県 認



広島県ホームページやイクちゃんネット*で認定物件をPR!

認定マンションは、広島県のホームページやイクちゃんネット等に掲載し、県民への情報提供を行います。

* イクちゃんネットは、子育て中のパパ・ママや子育て支援者への情報提供ツールとして、公 益財団法人ひろしまこども夢財団が運営している子育て情報を集約したポータルサイトです。



県と金融機関の提携ローンを提案可能!

認定を受けることで、県と金融機関の提携ローンの利用対象となり、購入者の資金計画の選択肢が広がります。



総合設計制度の利用により容積率緩和が可能!

認定を受けることで, 建築基準法に基づく総合設計制度において容積率の緩和を 受けることが可能となる場合があります。

* 適用の詳細については、各特定行政庁にお問い合わせください。

対象となるマンション

「広島県子育てスマイルマンション」として認定されるためには、次の要件の全てに該当することが必要です。



住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能第5条第1項に定める設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価書を原則、取得していること。



その他法令等に違反していないこと。

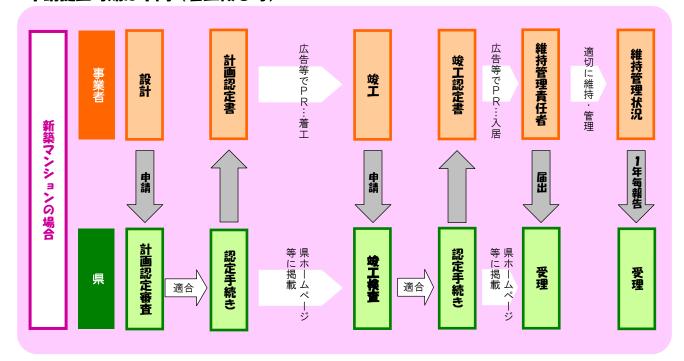
認定基準

「広島県子育てスマイルマンション」の認定基準の概要は次のとおりです。

□広島県子育てスマイル	マンション」の)認定基準の概要は次のとおりです。
項目	条件	主な基準
近所の子ども が集まり 遊べる 住まい環境	必須5項目	・ 床の段差がないなどのバリアフリー化・ 階段は転倒防止の配慮・ 転落防止の手すり設置・ 床下の音漏れ防止の対策(軽量)・ 床下の音漏れ防止の対策(重量)
	選択16点以上 (/31点)	・ 浴室等の床面は滑りにくい仕上げ・ 柱の面取り加工などの危険防止の工夫・ 共用部分の防犯対策・ キッズルームやプレイロットなどの設置・ 公園, 緑地へのアクセスのしやすさ
地域の 人たちが 助けてくれる 住まい環境	必須 1 項目	· 子育て世帯, 高齢者世帯等の多様な世帯向けの異な る間取りで構成
	選択6点以上(/12点)	・ 地域の人との交流イベント、学習教室等の実施 ・ 共用部分の防犯対策【再掲】 ・ 小学校等へのアクセスのしやすさ ・ 図書館等へのアクセスのしやすさ
親同士が 助什合い・ 交流ができる 住まい環境	必須 1 項目	・ 子どもの成長に対応できる広さの確保
	選択6点以上(/12点)	・ 子育て交流イベントの開催・ キッズルームなどの設置・ 子育て支援施設等へのアクセスのしやすさ・ 公園等へのアクセスのしやすさ
働きながら 子育でできる 住まい環境	選択11点以上 (/22点)	 保育所等への送迎, 託児サービスなどの子育で支援サービスの提供 子ども用自転車も置ける駐輪スペースの確保 乗り降りしやすい屋根を設けた車寄せの設置 共用部分の防犯対策【再掲】 キッズルームなどの設置【再掲】 駅, バス停へのアクセスのしやすさ 保育所等へのアクセスのしやすさ 商業施設へのアクセスのしやすさ
安心して 子育 てできる 住まい環境	必須 6項目	・ 床の段差がないなどのバリアフリー化【再掲】 ・ 階段は転倒防止の配慮【再掲】 ・ 転落防止の手すり設置【再掲】 ・ 子どもの成長に対応できる広さの確保【再掲】 ・ 共用廊下には転落防止の手すり設置 ・ 共用階段には転落防止の手すり設置 ・ エレベーターの設置
	選択11点以上 (/22点)	・ 収納スペースの確保・ 対面キッチンなど家族を感じる間取りの工夫 など

主な認定手続き

申請提出時期は不問(着工後も可)



留意事項

- 1 5年毎に認定の更新が必要です。
- ② 認定に係る申請、届出や認定後の報告などを怠った場合には、認定が取り消されます。
- 3 認定基準は予告なく変更する場合があります。

広島県は,

"「子育てするならわがまちで!」 とみんなが誇れる広島県"

の実現を目指し,

取り組みを進めています。



申請受付・問い合わせ先

広島県土木建築局住宅課 住宅企画グループ 所在地 広島県広島市中区基町 10-52 県庁北館 5 階 電 話 082-513-4164 (ダイヤルイン)